



## 第37回

## 「悪徳求人募集広告業者への対応」

**Q** 最近、企業に対し、ダイレクトファクシミリで「1週間無料」といって、無料で求人広告を勧誘し、無料広告を申し込んだつもりが、無料期間が経過したといって、1～2週間の有料広告料金を請求してくる業者がいると聞きますが、これはどのような注意が必要でしょうか。

**A** これはパターンが決まっている「悪徳」求人広告の募集行為です。その案内パンフレットやこれに基づく求人広告申込書には「当初1週間無料」と記載したうえで、「無料期間経過後は、書面での申し出がない限り、有料広告（おおむね1週間10万円前後）となる」と記載されているのですが、無料で期間が経過前後に「書面での告知」や「特別の告知、意思確認」もないまま、無料期間経過後に「有料期間になったから」といって広告料を請求してくるというケースです。広告業者も「1週間無料です。有料に移行する場合は別途申し込みいただきます」と説明するのですが、企業の方はその「別途の申し込み」をした覚えがないというケースです。

**Q** これは企業の方は有料の広告料金を払う必要があるのでしょうか。

**A** これは法律的には払う義務はないとするのが原則です。なぜなら、「無料期間」プラス「有料期間」の契約が一体不可分のものであれば、全体として初めから「有料の広告」であり、「無料」の広告とはいえないからです。つまり、「無料」というからには「無料」で完結して終わるべきで、「有料」の広告は別途契約（意思表示、意思確認）したうえで成立すべきものだからです。言い換えれば、「無料広告」が終わるときに明示的に「有料広告申し込み」の意思表示が個別的になされるとか、その意思確認が必要ですが、それがなされないか、不明確、曖昧になっていることがほとんどです。そして、この状態は、広告業者が意図的にしていることは、その契約締結の課程をよく確認すると明らかなのです。ですから、法律的には「有料の広告契約は成立していない」のであり、成立しているかのような手法で、相手方に有料広告料金を請求することは、法

律上の根拠がなく、また、そのような広告勧誘業務自体が詐欺的商法、公序良俗に反し、そのような業者はブラック商法を業とする悪徳広告業者に違いありません。

**A** では、有料の広告料金の請求は拒絶してよいのですか。

**Q** そのとおりです。このような手法での広告料金を裁判で請求してきた厚かましい業者に対し、これを棄却した裁判例が存在します。

**Q** 業者から請求されると断わり切れないのではないのでしょうか。

**A** 口頭や文書での請求に対しては、支払いの強制力はなく、とことん、拒否し続ければよいだけですが、効果的にその請求を断つには、内容証明で拒絶通知するか、弁護士に依頼して通知してもらうのがよいでしょう。そういった業者は裁判では負けるとわかっているので裁判など起こしてきません。

**Q** こういった業者は数多いのでしょうか。

**A** こういった悪徳商法は、模倣業者が多数あり、またはいろいろなグループのつながりがあり、似たような業者名を使っていることが多く、使用する契約資料も類似していますので、悪徳商法として確立したジャンルといってよいでしょう。しかし、扱いなれた専門家（弁護士）であれば、その撃退も容易です。もし、この種の広告にひっかかったら、速やかにそういった専門家に相談することをお勧めします。この商法のキーワードは「ファクシミリ、電話での勧誘」「当初期間無料」「無料期間経過後有料」といったものです。十分、気をつけてください。

<掲載内容に関するご質問、お問合せについて>

高下謹彦法律事務所 電話 03-5568-6655(代)  
http://www.takashita-law.jp